

## ○ 国税専門官採用試験受験者募集

人事院と国税庁では、国税専門官採用試験（大学卒業程度）の受験者を募集します。

国税専門官採用試験に合格し採用されますと、全員が税務大学校において、3か月間、職員として必要な専門知識を修得するための研修を受講することになります。

その後、税務署に配属され、国税の仕事に従事することになります。

受験申込受付期間は、令和8年2月中旬から3月下旬を予定しています。

受験資格等の詳細は、人事院ホームページ（国家公務員試験採用情報NAV I）をご覧いただくか、次のところへお問い合わせください。

- 1 人事院人材局試験課（電話03-3581-5311 内線2332）
- 2 熊本国税局人事第二課試験研修係（電話096-354-6171 内線6046）

【熊本国税局HP】  
採用情報



# 国税だより（令和8年2月発行分）

## ○ 税務署の内部事務のセンター化について

熊本国税局では、一部の税務署を対象に、複数の税務署の内部事務（※）を専担部署（業務センター）で集約処理する「内部事務のセンター化」を実施していますので、下記の事項について、御理解と御協力をお願いいたします。

なお、内部事務のセンター化は、納税者の皆様の所轄税務署を変更するものではありません。

（※）内部事務とは、例えば、申告書の入力処理、申告内容についての照会文書の発送などの事務をいいます。

### 1 業務センターへの申告書・申請書等の提出

内部事務のセンター化の対象となる税務署に、申告書、申請書及び添付書類等を提出する場合は、以下のとおり御対応いただきますようお願いいたします。

- e-Tax（データ）により提出する場合は、所轄税務署へ送信願います。
- 画面により提出する場合は、下表の業務センターへ郵送願います。

注（1）税務署の窓口及び時間外受取箱へ提出することも可能ですが、その際は、所轄税務署に提出いただくようお願いいたします。

（2）画面の申告書、申請書及び添付書類等を、業務センターへ直接持ち込むことはできません。

### 2 業務センターから納税者・税理士の皆様への問合せ

業務センターでは、納税者や税理士の皆様に対し、内部事務を処理するため、電話や文書により問合せをさせていただくことがあります。

### 3 その他の案内

次の事項は、業務センターでは対応しておりません。

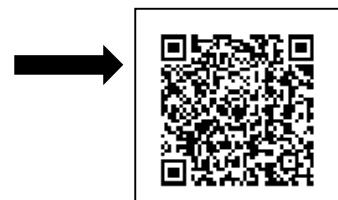
- 国税に関するご相談（納付に関するご相談を含みます。）
- 税務署の窓口で対応している納税証明書の交付、閲覧申請、情報公開、現金による国税の納付
- 申告書・申請書等の用紙の送付依頼

### 4 熊本国税局において、内部事務のセンター化の対象となる税務署は下表のとおりです。

都道府県	内部事務のセンター化の対象署	業務センターの名称	書面で申告書等を提出する場合の郵送先住所
熊本県	熊本西、熊本東、八代、人吉、玉名、天草、山鹿、菊池、宇土、阿蘇	熊本国税局業務センター	〒862-8721 熊本市東区東本町16番28号 熊本国税局業務センター
大分県	大分、中津、日田、佐伯、宇佐	熊本国税局業務センター大分事務室	※大分事務室及び宮崎事務室は、申告書、申請書等の郵送先ではありません。
宮崎県	宮崎、延岡、日南、小林	熊本国税局業務センター宮崎事務室	
鹿児島県	鹿児島、川内、鹿屋、大島、出水、指宿、種子島、知覧、伊集院、加治木、大隅	熊本国税局業務センター鹿児島事務室	〒890-8604 鹿児島市荒田1丁目24番4号 熊本国税局業務センター鹿児島事務室

詳しくは、熊本国税局ホームページ（[熊本国税局](#) ）をご覧ください。

◇ パソコン及びスマホから (<https://www.nta.go.jp/about/organization/kumamoto/shokai/center/jimu.htm>)



## ○ e-Taxのご利用について

e-Taxを利用することにより、税務署に出向くことなく、様々な手続きが可能となります。

(例) インターネットを利用して所得税、消費税などの申告や法定調書の提出、青色申告の承認申請などの各種手続、税金の納付（ダイレクト納付やインターネットバンキング、ペイジー（Pay-easy）対応のATMを利用した全ての税目）

◇ 所得税の確定申告をe-Taxで行う場合、生命保険料控除の証明書などは、その記載内容を入力して送信することにより、これらの書類の提出又は提示を省略することができます（法定申告期限から5年間保存しておく必要があります。）。

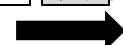
◇ 自宅や税理士事務所からe-Taxで還付申告を行う場合、書面で提出した場合より、還付金を早く受け取ることができます。

◇ e-Taxで納税証明書の交付請求を行うと、書面請求の場合より手数料が安価です（電子ファイルでの交付のほか、書面での交付も請求できます。）。

また、スマートフォンやタブレット端末からでも納税証明書の交付請求が行えます（税務署窓口で受け取れます。）。

◇ 書面又はe-Taxにより提出した所得税の確定申告書等について、パソコン・スマートフォン等からマイナンバーカードを使って、PDFファイルを取得する「申告書等情報取得サービス」が利用できます。（手数料はかかりません）

詳しくは、e-Taxホームページ（<https://www.e-tax.nta.go.jp> 又は [e-Tax] [検索]）をご覧ください。  
スマホをご利用の場合は、こちらの二次元コードからも視聴いただけます。



国税相談専用ダイヤル：0570-00-5901 ※ナビダイヤル

## ○ 国税に関するご質問・ご相談は国税庁ホームページで解決！

国税に関するご質問・ご相談は、国税庁ホームページをご利用ください。

⇒ チャットボット（ふたば）に質問する

年末調整、所得税の確定申告、消費税の確定申告・インボイス制度のご相談に対応しています。

国税庁 チャットボット	検索
-------------	----



⇒ タックスアンサーを利用する

よくある税の質問に対する一般的な回答を調べることができます。

国税庁 タックスアンサー	検索
--------------	----

税務職員ふたば

## ○ 令和7分確定申告の期限内納付と振替期日

令和7年分確定申告の納付期限は以下のとおりですので、期限内の納付をお願いします。

「申告所得税及び復興特別所得税」及び「消費税及び地方消費税（個人事業者）」の納税は、一度届け出をすれば、翌年以降も自動で金融機関の預貯金口座から引き落としとなる「振替納税」が大変便利です。利用されていない方は、是非ご利用ください。

### 【令和7年分確定申告の納付期限と振替納税の振替日】

税目	納付期限	振替納税の振替日
申告所得税及び復興特別所得税	令和8年3月16日（月）	令和8年4月23日（木）
消費税及び地方消費税（個人事業者）	令和8年3月31日（火）	令和8年4月30日（木）

詳しくは、国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp/>) をご覧ください。

ご不明な点がありましたら、国税相談専用ダイヤルをご利用ください。

国税相談専用ダイヤル：0570-00-5901 ※ナビダイヤル

## ○ 贈与と税金

令和7年中に個人から贈与により取得した財産の価額の合計額が110万円を超える方は、令和8年3月16日（月）までに贈与税の申告と納税が必要です。

なお、相続時精算課税を選択した受贈者が特定贈与者から令和6年1月1日以後に贈与により取得した財産に係る贈与税については、贈与税の課税価格から相続時精算課税に係る基礎控除額110万円が控除されます。

このほか、暦年課税制度や相続時精算課税制度、住宅取得等資金の非課税制度の特例など、詳細については国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp> 又は  ) をご覧ください。

令和7年分の贈与税の申告書は、スマホから国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用して作成・送信することができますので、是非ご利用ください。

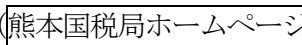
## ○ 譲渡所得・贈与税の申告をされる方へ

熊本国税局ホームページには、令和7年分の譲渡所得（土地・建物）及び贈与税の主な特例の適用要件や必要書類を確認できるチェックシートを掲載しておりますので、是非ご覧ください。

また、譲渡所得（土地・建物）の申告の場合に添付が必要となる「譲渡所得の内訳書」についても記載例を掲載しておりますので、併せてご覧ください。

### ※主な特例のチェックシート

- ・マイホームを売却した場合の特例
- ・住宅取得等資金の贈与税の特例

【掲載場所】熊本国税局ホームページ ( ) >新着情報  
>譲渡所得・贈与税の申告をされる方へ

令和7年分の譲渡所得及び贈与税の申告書は、スマホから国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用して作成・送信することができますので、是非ご利用ください。